

# 池田町物価高騰対策商品券事業 ただいま☆いけだまち しあわせ商品券 実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、食料品・エネルギー等の物価高騰により、生活に影響を受けている町民を支援するとともに、町民の消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的に、町が実施する物価高騰対策商品券事業（以下「商品券事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物価高騰対策商品券（以下「商品券」という。）前条の趣旨に基づき、町が発行し、販売する金券をいう。また、名称を「ただいま☆いけだまち しあわせ商品券」と称する。
- (2) 対象者 令和8年1月1日（以下「基準日」という。）において、当町の住民基本台帳に記録されている者及び令和8年2月28日までに転入または出生により住民基本台帳に登録された者とする。なお、基準日以降商品券を受領する前に死亡等の理由により住民登録を抹消された者も対象とする。
- (3) 購入引換券（以下「引換券」という。）町が対象者に発行する商品券を購入するための引換券をいう。
- (4) 特定取引 町内外において商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票及びその他これらに類するものを除く。）の購入若しくは役務の提供をいう。
- (5) 商品券取扱店 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を請求することができる事業者として町に登録された事業者をいう。

## (商品券の発行等)

第3条 町は、この要綱の定めるところにより、対象者1人当たり10,000円分の商品券を発行し、郵送する。

- 2 商品券の券面金額は、1枚1,000円とし、10枚10,000円分を1冊とする。
- 3 対象者の責に帰する商品券の盗難紛失、滅失や汚損等については、再発行を行わない。

## (引換券の受領等)

第4条 引換券を対象者の世帯主宛てに、世帯員たる対象者分を郵送する。

- 2 世帯主が、引換券を受領する前に死亡等の理由により住民登録を抹消された場合は、その世帯で新たに世帯主になった者に郵送し、世帯主がいない場合は、対象者の法定相続人が代理で受領することができる。ただし法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など）はこの限りではない。
- 3 前項においても代理で受領する者がいない場合は、当該引換券は町へ返却される。
- 4 郵送先に尋ね当たらない等、対象者世帯の所在が不明の場合は、当該引換券を町が一時預かり、振興課窓口にて受領するよう広報する。また、令和8年5月末日までに対象者が受領しない場合、当該引換券は町へ返却される。

## (商品券の郵送)

第5条 商品券の郵送期間その他事項については、町が別に定める。

(商品券の使用範囲等)

第6条 商品券は、対象者または代理受領者と、商品券取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券を使用できる期間は、令和8年1月31日から令和8年5月31日までとする。
- 3 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 4 商品券の使用において、つり銭は出さないものとする。
- 5 商品券は、次に掲げる物品の購入及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
  - (1) 不動産
  - (2) 株式、先物、宝くじ等金融商品
  - (3) 図書券、プリペイドカードその他の換金性の高いもの
  - (4) 国及び地方公共団体への支払または各種公共料金等の支払
  - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業において提供される役務
  - (6) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ
  - (7) その他町長が適当と認めないもの

(商品券取扱店の登録等)

第7条 商品券取扱店として登録できる者は、池田町内で事業を営む事業者、町外で事業を営む池田町に住民登録のある事業者。

- 2 前項に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当する業務を行うものは、商品券取扱店の対象から除外する。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う者
- (2) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

- 3 第1項に規定する事業者が商品券取扱店として登録しようとする場合は、取扱事業所登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

なお、令和4年度に実施された「池田町新型コロナウイルス感染症対策プレミアム商品券事業」及び「池田町物価高騰対策商品券「生き活き池田スマイルクーポン『イケスマ2022』、『イケスマ2023』『イケスマ2025』」事業において、取扱事業所登録申込書を町長に提出し、かつ、今回の商品券事業に引き続き登録する意思のある者はこの限りではない。

(商品券取扱店の遵守事項)

第8条 商品券取扱店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において商品券の受取を拒まないこと。
- (2) 商品券の譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) その他町長がこの要綱の趣旨に反すると認める行為をしないこと。

(商品券取扱店登録の取消し)

第9条 町長は、商品券取扱店において、第7条第3項の規定により提出された登録申請書に虚偽があると認めた場合又は前条各号に定める事項に反する行為をした場合は、当該商品券取扱店の登録を取り消すものとする。

(商品券の換金手続)

第10条 町は、特定取引を行い、商品券を受け取った特定事業者に対し、受け取った当該商品券の額面に相当する金銭を支払う。

2 商品券取扱店は、第5条第2項に規定された使用可能期間内の特定取引において商品券を受け取った場合は、町長に対し物価高騰対策商品券取扱店換金申請書（様式第2号）に、使用された商品券を添えて提出し、換金を請求するものとする。

3 前項に規定する請求は、令和8年6月15日までに行わなければならない。

(商品券の払戻し)

第11条 使用期限内に使用されなかつた商品券の払戻しは一切行わない。

(事業の委託)

第12条 町長は、必要があると認めるときは、この事業を委託することができる。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月22日から施行する。

(要綱の効力)

2 この要綱は、令和9年3月31日をもって失効する。